

令和2年度第7回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月5日（月）13時30分～14時30分
2. 開催場所 東金市中央公民館 2階 講堂
3. 議案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 3件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の承認について 22件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 4件
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
4. 報告 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 3件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 4件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 2件
5. 出席委員 15名
会長：12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、4番細谷修、5番齊藤ひろ子、6番川野英一、7番農宮弘子、8番板倉善紀、9番篠崎輝武、10番戸田敏一、11番吉井亨、13番市原勉、14番平山光子、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 なし
7. 事務局 羽生田事務局長、内山主査

8. 議事録

- 議長 委員15名中、15名出席しておりますので、総会は成立しております。定足数に達しておりますので、これより令和2年度第7回農業委員会総会を開催いたします。
- それでは議事に入ります。
- 初めに、議事録署名人の指名ではありますが、議席順にお願いいたします。7番農宮委員と8番板倉委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。
- また、本日の会議書記には事務局の内山主査を指名します。
- なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、よろしくお願いいたします。
- また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮願います。
- それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは事務局より本日の議案についてご説明申し上げます。
議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、5議案でございます。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について3件。議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更の承認についてでございますが、こちらは3事業に関連して22件でございます。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について4件、議案第4号、農用地利用集積計画3件でございます。最後に、議案第5号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてお諮りいたします。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和2年9月29日、午前9時より、3班の①板倉委員、②戸田委員、④平山委員に出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入りますが、本日は、会議時間短縮のため、担当委員の意見発表は省略します。はじめに事務局より、申請案件の概要説明をしますのでお聞きください。

事務局 それでは、申請案件の概要説明をいたします。議案書の4ページをお願いいたします。申請番号の1と2は、関連がございますので一括して説明いたします。この二つの申請の譲渡人は親子関係にあり、同じ譲受人に所有権移転するために申請されたものでございます。場所は、福岡小学校の北西、約400メートルに位置しています。申請地は、大区画による圃場整備を行った事業区域内の水田になります。申請理由でございますが、譲渡人は農業経営縮小、譲受人は農業経営拡大とのことです。3条許可基準ですが、機械の保有、労働力、技術について問題なく、従事日数150日以上、経営面積については、下限面積要件の50アールを超えております。

申請番号3は、農地の所有権移転の申請です。場所は、国道126号、丹尾の東金インター入り口交差点の北西、約400メートルのところに位置しています。現況は、休耕地でございます。申請理由は、譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため、譲受人は農業経営拡大とのことです。3条許可基準ですが、機械の保有、労働力、技術について問題なく、従事日数150日以上、経営面積については、下限面積要件の50アールを超えております。

説明については以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。特に現地調査

を行った委員、また、地元の委員から何かあればお願いします。

(「異議なし」との声があり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更の承認について審議に入ります。事務局より、申請案件の概要説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の承認について、説明をいたします。議案書の5ページをお願いします。

申請番号1から3は、同一事業のため、一括して説明いたします。場所は、国道126号の押堀交差点から北幸谷方向に400メートルほど行った右手に位置しています。申請地は、平成30年11月に店舗用地として当初許可を受けましたが、既存店舗の移転が伴うため、その調整に時間を要し、さらに、その後のコロナ禍による影響を受け、事業計画を見直したところ、店舗規模の縮小を図ることになったため、今回の申請に至ったものでございます。変更の内容ですが、当初計画では、店舗を3階建てとしておりましたが、これを平屋建てに変更するもので、併せて工事期間を変更するものでございます。

続いて、議案書の6ページをお願いします。申請番号4から8ページの15までが、同一事業となりますので、一括してご説明いたします。場所は、国道126号を千葉方面に向かい、小野交差点の南側に位置する砂利採取場の一角になります。申請地は、令和元年6月に使用貸借権設定による一時転用許可を受け、事業を進めてまいりましたが、昨年9月以降の台風、大雨により、砂利採取後に整備した法面が侵食され、安全性確保の観点から復旧する予定としていましたが、工事期間に不足を生じるため、今回の申請に至ったものでございます。具体的には、現在、令和2年10月31日までとしている工事期間を令和3年10月31日まで延長するものでございます。

続いて、議案書の8ページをお願いします。申請番号16番から9ページの22番までが同一事業となりますので、一括して説明いたします。場所は、先ほど説明いたしました砂利採取場に近接する区域になります。申請地は、令和2年2

月に使用貸借権設定による一時転用許可を受け、事業を進めてまいりましたが、8月末時点において、計画採取量の半分程度の採取に留まっていることから、現在、令和2年10月31日までとしている工事期間を令和3年10月31日まで延長するものでございます。

説明については以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。特に現地調査を行った委員、また、地元の委員から何かあればお願ひします。

(「異議なし」との声があり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決いたします。議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。事務局より、申請案件の概要説明をお願ひします。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、申請案件の説明をさせていただきます。議案書の10ページをお願ひします。

申請番号1は、転用を伴う使用貸借権設定の申請です。場所は、国道409号を八街方面に向かい、極楽寺の源駐在所の約100メートル手前の左手になります。転用の目的は、車両置場用地です。譲受人は、八街市に事業所を設け、運送業を営んでおりますが、現在の車両置場が手狭とのことから、譲受人である法人の代表の母親が所有する申請地を選定したとのことでございます。事業計画では、アスファルト舗装のうえ、大型トラックと普通自動車、その他に洗車スペース等を確保する計画となっております。立地基準につきましては、申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地でございます。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号2から4は、譲渡人を同じくする転用を伴う所有権移転の申請です。場所は、新極楽寺地区の中央を通る市道沿いに位置しています。現況は、平坦な

畑の一部となっております。転用の目的は、進入路用地です。事業計画によりますと、譲受人3名は、それぞれが所有する農地に行くための進入路が無く、これまで市道から譲渡人の農地を通して耕作していましたが、この度、売買の合意ができたことから、今回の申請に至ったものです。立地基準につきましては、申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地でございます。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっております、残高証明書が添付されています。

申請番号3は、一時転用に伴う賃借権設定の申請です。場所は、国道126号の城西国際大学入口交差点を山側に100メートルほど行った左手に位置しています。現況は、周囲を植木に囲まれた平地となっております。一時転用の目的は、工事用資材置場用地です。事業計画によりますと、譲受人は、山武郡市広域水道企業団が発注した道庭地先の配水管改良工事を受注したことから、当該工事に使用する資材等の仮置き場として使用するため、今回の申請に至ったとのことです。なお、昨年度も本申請地の一時転用許可を取得し、同様に使用した実績があります。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっております、残高証明書が添付されています。

申請番号4は、転用を伴う所有経緯移転の申請です。場所は、国道126号を千葉方面に向かい、台方のトヨタの中古車販売店の前の交差点を海側に150メートルほど入った右手に位置しています。現況は、雑草地となっております。転用の目的は、建売分譲用地、2棟分です。立地基準につきましては、申請地は、道路、下水道等の公共施設や公益的施設の整備状況が一定程度に達している区域であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっております、残高証明書が添付されています。

説明については以上になります。よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。特に現地調査を行った委員、また、地元の委員から何かあればお願いします。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決いたします。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第4号、農用地利用集積計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議参与の制限に関する案件がございますので、平山委員は退室をお願いします。
一時休憩します。

(平山委員退室)

議 長 再開します。それでは、農政課より説明願います。

農政課 議案第4号、農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の令和2年第9次農用地利用集積計画書案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、令和2年第9次農用地利用集積計画についてお諮りいたします。利用権の内訳といたしまして、利用権設定が2件、所有権移転が1件となります。計画年数ごとの年数と面積については、利用権の設定が2件、面積合計が1648㎡、その内訳として5年が2件、面積合計が1648㎡となっております。所有権の移転については、1件、面積合計が280㎡となっております。1ページ目が利用権設定管理台帳で、2ページ、3ページの農地の貸し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書となります。1ページの1番は、新規で求名の認定農業者から貸し付けとなりました利用権の設定を切るものの、農業経営の実情は5ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報を元に作成しております。続きまして売買についてですが、5ページの方です。6ページが提出された農用地利用集積各筆明細書、7ページが所有権移転を受けた者の農業経営の状況です。耕作者の規模拡大のために売買することとなりました。買い手については北之幸谷の認定農業者です。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数、経営意欲、製造面の後継者等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当するものと判断いたしました。利用集積計画の案件は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第4号、農用地利用集積計画について、ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決いたします。議案第4号、農用地利用

集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。一時休憩します。

(平山委員入室)

議長 再開します。次に、議案第5号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第5号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、ご説明申し上げます。

平成28年4月に施行された改正後の農業委員会等に関する法律により、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の最も重要な必須事務に位置づけられました。

併せて、農業委員会は管内の農地利用の将来ビジョンを描くため、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定に努めなければならないとされ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進の3つの取り組みについて、目標と具体的な推進方法を定めることとされました。

東金市農業委員会におきましては、新制度に移行した平成29年7月の改選に併せて、同年10月に指針を策定しておりますが、本指針においては、改選期である3年ごとに見直しを行うとしていることから、先月の総会後に開催した合同会議において、従前の指針に定めた目標に対する検証結果についてご説明申し上げるとともに、事務局が作成した案をお示しさせていただいたところでございます。

本日は、その案について、ご審議いただき、最終決定をしていただくものでございます。

なお、この指針を変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないとされておりますことから、本日の総会につきましては、推進委員の皆様にもご出席をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは見直し案について、ご説明申し上げます。

お手元に配付した議案資料をご覧ください。

はじめに、第1の「基本的な考え方」でございますが、内容としては従前の指針

から大きな変更はございません。

東金市農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて農地等の利用の最適化を一体的に推進するため、この指針を定めるとしてあります。

また、改選期である3年ごとに検証、見直しを行うこと、及び単年度の具体的な活動は、毎年度作成する目標及びその達成に向けた活動計画のとおりとするとしております。

次に第2の『具体的な目標と推進方法について』でございます。

1の遊休農地の発生防止・解消でございますが、現状では、管内の農地面積が3406ha、遊休農地面積は18ha、割合は0.53%となっております。

3年後の目標は、遊休農地の面積を15haと設定してございます。

なお、管内の農地面積は、転用等により3年間で20ha、年間7ha程度減少すると見込んでいます。

目標設定の考え方ですが、新たな遊休農地の発生を抑制しつつ、年間1haの解消を目指すとしており、従前と同様の数値目標を設定してあります。

次に具体的な推進方法についてでございますが、1つ目は、農業委員と推進委員は、地区割りにより班を編成し、農地法に基づく利用状況調査及び利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

2つ目は、遊休農地として判断された農地は、所有者への利用意向調査を通じて、農地利用の意向を把握し、農地中間管理機構への貸付け等の集積活動を推進する。

3つ目は、各委員は、担当区域等を適宜パトロールし、利用状況に変化が見られるなど、遊休農地になる恐れのある農地を発見したときは、所有者への聴き取りを速やかに実施し、意向を踏まえた対応を早期に図ることにより、遊休農地の発生防止に努める。

4つ目は、違反転用の防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的なパトロールの中で適宜実施するとしました。

裏面をお願いします。

2の担い手への農地の利用集積・集約化についてでございます。

現状では、管内の農地面積3390haの内、集積面積は769ha、集積率は22.7%となっております。

3年後の目標は、農地面積を3370haと見込み、集積面積を1112ha、集積率を33%と設定いたしました。

目標設定にあたっては、市が策定している農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というものがあまして、平成26年8月に改訂した際、お

むね10年後には集積目標シェアを33%にしていくという目標を設定しておりましたことから、従前の指針では集積率を40%と設定していたものですが、本案では、これまでの実績を加味し、33%といたしました。

担い手への農地の利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法としましては、従前の指針に定めた農業委員及び推進委員が農地の所有者と担い手の仲介役となり、農地中間管理事業等の普及・促進に努めるに、人・農地プランに関する記述を追加いたしました。

最後に3の新規参入の促進についてでございます。

目標設定の考え方としましては、目標及びその達成に向けた活動計画での単年度目標である3経営体を令和5年まで継続するものとし、3年間で9経営体と設定しました。

具体的な促進方法につきましては、従前と同様に市、県、JA等の農業関係団体と連携し、就農希望者への農地情報提供や補助制度の紹介等サポート体制を整えることに加えて、担当地区内の農業の状況、就農候補地の農地やその周辺での農業経営の状況などを情報提供し、その地域で円滑に就農できるように支援すること、及び企業参入の促進のため、遊休農地等の情報を収集・整理し、その活用に努めるとしました。

以上が、議案第5号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についての説明となります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、農業委員による採決を行います。議案第5号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に報告第1号から第4号について、事務局から説明願います。

事務局 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてご説明申し上げます。議案書は12ページです。番号1は、令和2年2月27日に相続により権利取得

したもので、8月28日に受付した案件です。斡旋等の希望ありとのことですので、対応してまいります。番号2は、令和2年6月14日に相続により権利取得したもので、9月2日に受付した案件です。斡旋等の希望はないとのことです。

14ページをお願いします。番号3は、平成30年10月23日に相続により権利取得したもので、9月18日に受付した案件です。斡旋等の希望はないとのことです。

15ページをお願いします。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。番号1は、令和2年9月23日に双方合意にて、賃貸借の設定を解除したものです。番号2から番号4は、令和2年9月23日に双方合意にて、賃貸借の設定を解除したものです。

17ページをお願いします。報告第3号、地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告についてです。現地調査につきましては、番号1が9月11日、番号2が9月25日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答いたしました。

報告事項については以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。
無ければ、以上で本定例総会に提出された案件は全て終了いたしました。これをもって議事を終了します。ご苦勞様でした。

令和2年10月5日